

予定価格等のランダム係数処理基準

（目的）

第1条 この基準は、大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領（以下「要領」という。）第8条第2項の規定に基づき、ランダム係数処理について、必要な事項を定める。

（実施方法）

第2条 ランダム係数処理は、大阪府電子契約システム（以下「電子契約システム」という。）に装備されている「予定価格登録」画面の「乱数指定」を使用し、電子契約システムにより無作為に乱数を発生させて行うものとする。

（予定価格のランダム係数処理）

第3条 予定価格に関するランダム係数処理は、要領第2条第3号に規定する予定価格算出基礎額に、0.9975から1までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、電子契約システムが無作為に選択した数値を乗じることにより行うものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格のランダム係数処理）

第4条 建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理は、要領第4条第1項に規定する低入札価格調査基準価格算出基礎額、要領第4条の2第1項に規定する失格基準価格算出基礎額又は要領第5条に規定する最低制限価格算出基礎額を算出した額に、1から1.0025までの範囲内の0.0001刻みの数値の中から、電子契約システムが無作為に選択した数値を乗じることにより行うものとする。この場合において、得られた数値に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（最低制限価格算出に係るランダム係数の再設定）

第4条の2 要領第5条の2及び第6条の4に規定するランダム係数は、1とする。

（測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格のランダム係数処理）

第5条 第4条の規定は、測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格に関するランダム係数処理について、準用する。この場合において、第4条中「建設工事の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格」とあるのは「測量・建設コンサルタント等業務の低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格」と、「要領第4条第1項に規定する低入札価格調査基準価格算出基礎額、要領第4条の2第1項に規定する失格基準価格算出基礎額又は要領第5条に規定する最低制限価格算出基礎額」とあるのは「要領第6条第1項に規定する低入札価格調査基準価格算出基礎額、要領第6条の2第1項に規定する失格基準価格算出基礎額又は要領第6条の3に規定する最低制限価格算出基礎額」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成 23 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 11 月 19 日から施行し、平成 24 年 2 月 15 日以降に公告する平成 24 年度予算にかかる案件から適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 2 月 22 日から施行し、同年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 12 月 2 日から施行し、平成 26 年 1 月 7 日以降の公告案件から適用する。

附 則

この基準は、平成 27 年 3 月 2 日から施行し、同年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。

附 則

この基準は、令和元年 5 月 8 日から施行し、同年 5 月 31 日以降の公告案件から適用する。

附 則

この基準は、令和 4 年 5 月 2 日から施行し、同年 6 月 1 日以降の公告案件から適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 6 年 5 月 16 日から施行し、同年 6 月 3 日以降の公告案件から適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 2 月 25 日から施行し、令和 8 年 3 月 27 日以降に関札する案件から令和 9 年 3 月 31 日まで試行実施として適用する。

参考

例示 1

予定価格に係るランダム係数処理（第3条関係）

設計金額	142,633,400 円
予定価格算出基礎額	142,633,000 円
予定価格（税抜き）	<p style="text-align: center;">【ランダム係数※】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: right;">（千円未満 切り捨て）</p> $142,633,000 \times 1.0000 = 142,633,000 \Rightarrow 142,633,000 \text{ 円}$ $142,633,000 \times 0.9999 = 142,618,736.7 \Rightarrow 142,618,000 \text{ 円}$ $142,633,000 \times 0.9998 = 142,604,473.4 \Rightarrow 142,604,000 \text{ 円}$ <p style="text-align: center;">⋮</p> $142,633,000 \times 0.9975 = 142,276,417.5 \Rightarrow 142,276,000 \text{ 円}$

※この範囲内で電子契約システムが無作為に選択した数値（0.00001 刻み、26 通り）を設定

例示 2

最低制限価格に係るランダム係数処理（第4条関係）

最低制限価格算出基礎額	140,189,000 円
最低制限価格（税抜き）	<p style="text-align: center;">【ランダム係数※】</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: right;">（千円未満 切り捨て）</p> $140,189,000 \times 1.0025 = 140,539,472.5 \Rightarrow 140,539,000 \text{ 円}$ $140,189,000 \times 1.0024 = 140,525,453.6 \Rightarrow 140,525,000 \text{ 円}$ $140,189,000 \times 1.0023 = 140,511,434.7 \Rightarrow 140,511,000 \text{ 円}$ <p style="text-align: center;">⋮</p> $140,189,000 \times 1.0000 = 140,189,000 \Rightarrow 140,189,000 \text{ 円}$

※この範囲内で電子契約システムが無作為に選択した数値（0.00001 刻み、26 通り）を設定

注：低入札価格調査基準価格及び失格基準価格（第4条関係）の場合も同じ

例示 3

すべての入札参加者の入札額が最低制限価格未満であった場合のランダム係数の再設定（第4条の2関係）

最低制限価格算出基礎額	140,189,000 円
最低制限価格（税抜き）	$140,189,000 \times 1.0000 = 140,189,000 \Rightarrow 140,189,000 \text{ 円}$